福島県双葉郡富岡町大字上手岡字大木戸川原百十二番五十五	山林
福島県双葉郡富岡町大字上手岡字大木戸川原百十二番五十六	山林
福島県双葉郡富岡町大字上手岡字大木戸川原百十二番五十七	山林
福島県双葉郡富岡町大字上手岡字大木戸川原百十二番五十九	山林
福島県双葉郡富岡町大字上手岡字大木戸川原百十二番六十	山林
福島県双葉郡富岡町大字上手岡字大木戸川原百十二番七十二	山林
福島県双葉郡富岡町大字上手岡字大木戸川原百十二番七十七	山林
福島県双葉郡富岡町大字上手岡字大木戸川原百十二番百三	雑種地
福島県双葉郡富岡町大字上手岡字大木戸川原百十二番百四	山林
福島県双葉郡富岡町大字上手岡字大木戸川原百十二番百七	山林
福島県双葉郡富岡町大字上手岡字大木戸川原百十二番百九	山林
福島県双葉郡富岡町大字上手岡字大木戸川原百十二番百十	山林
福島県双葉郡富岡町小浜二百九十三番四	山林
福島県双葉郡富岡町大字小浜字中央五百八十四番一	宅地等

二　土壌等の除染等の措置の内容

前号に掲げる土地について実施する土壌等の除染等の措置の内容は、次の表の各号上欄に掲げる土地等の種類ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるものとする。

土地等	土壌等の除染等の措置の内容
一　宅地等	イ　屋根　堆積物の除去及び拭き取り又はブラシ洗浄 ロ　外壁　拭き取り又はブラシ洗浄 ハ　軒どい　堆積物の除去及び拭き取り ニ　竪どい　高圧水洗浄 ホ　庭等の土壌　除草、堆積物の除去又は表土の除去及び被覆 ヘ　庭木等の樹木　除草、枝打ち又は樹木の根本付近の表土の除去及び被覆 ト　芝地　除草、芝刈り又は芝の深刈り若しくは剥ぎ取り及び張り替え チ　砂利又は砕石　除草又は除去及び被覆 リ　庭等の舗装面　堆積物の除去、ブラシ洗浄若しくは高圧水洗浄又は削り取り
二　山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置又は常緑針葉樹の枝打ち
三　雑種地	イ　未舗装面（土壌）　刈払い又は除草、堆積物の除去又は表土の削り取り及び被覆、再拡散防止措置又は枝打ち ロ　未舗装面（砂利又は砕石）　除草又は除去及び被覆 ハ　舗装面　堆積物の除去、ブラシ洗浄若しくは高圧水洗浄又は削り取り

三　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称	連絡先
環境大臣	福島県福島市栄町十一番二十五号　ＡＸＣビル六階　環境省東北地方環境事務所 福島環境再生事務所除染対策第一課 電話番号　〇二四（五七三）七三三〇

四　土壌等の除染等の措置の実施予定月　平成二十八年十二月

五　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表下欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。次号において「法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第三号の表の上欄に掲げる者に対し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第四十条に定めるところにより、当該土壌等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。

六　法第三十条第六項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、関係人から当該土壌等の除染等の措置について異議がある旨の前号の意見書の提出がなかったときは、当該土壌等の除染等の措置を実施することについて法第三十条第二項の同意があったものとみなす。

〇環境省告示第八十四号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十三条第一項の規定に基づき、汚染状況重点調査地域の指定を解除したので、同条第二項において準用する同法第三十二条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十八年九月八日　　環境大臣　山本　公一

一　汚染状況重点調査地域の指定を解除した年月日

平成二十八年九月八日

二　汚染状況重点調査地域の指定を解除した区域

福島県の区域のうち、矢祭町の区域

〇東北地方整備局告示第百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年九月八日　　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　仙塩広域都市計画道路事業三・六・百八十号駅前南通線

三　事業施行期間　自平成二十五年三月二十八日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし